



発行
東京都

目次

規則

- 東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）……………
- 東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則……………（同）……………

規則

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十号

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開審査会規則（平成十一年東京都規則第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項にただし書として次のように加える。

ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

第四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第二項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と

読み替えるものとする。

第五条第二項中「同条中」を「同条第一項から第三項までの規定中」に改め、「同条第一項及び第三項中」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十一号

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

東京都個人情報保護審査会規則（平成三年東京都規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項にただし書として次のように加える。

ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

第四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第二項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

第五条第二項中「部会」と、「の下に」同条第一項から第三項までの規定中」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

